

2023(令和5)年度 芦屋大学 ガバナンス・コード適合点検報告

2024(令和6)年5月31日

【適合状況：○できている △ほぼできている ×できていない】

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

確認項目	確認内容	適合状況	改善方策等
1-1 建学の精神	(1)建学の精神	○	
	(2)建学の精神に基づく人材像	○	
1-2 教育と研究の目的	(1)建学の精神に基づく教育目的等	○	
	(2)中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○	
	(3)私立大学の社会的責任等	○	

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

確認項目	確認内容	適合状況	改善方策
2-1 理事会	(1)理事会の役割	○	
2-2 理事	(1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○	
	(2)学内理事の役割	○	
	(3)外部理事の役割	○	
	(4)理事への研修機会の提供と充実	×	①
2-3 監事	(1)監事の責務（役割・職務範囲）について	○	
	(2)監事の選任	○	
	(3)監事監査基準	○	
	(4)監事業務を支援するための体制整備	○	
	(5)常勤監事の設置	×	②
2-4 評議員会	(1)諮問機関としての役割	○	
	(2)評議員会の運営	○	
	(3)評議委員会の役割	○	
	(4)監事の選任	○	
2-5 評議員	(1)評議員の選任	○	
	(2)評議員への研修機会の提供と充実	×	③

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

確認項目	確認内容	適合状況	改善方策
3-1 学長	(1)学長の責務（役割・職務範囲）	○	
	(2)学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	○	
3-2 教授会	(1)教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

確認項目	確認内容	適合状況	改善方策
4-1 学生に対して	(1)教育活動	○	
4-2 教職員等に対して	(1)教職協働	○	
	(2)ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	△	④
4-3 社会に対して	(1)認証評価及び自己点検・評価	○	
	(2)社会貢献・地域連携	○	
4-4 危機管理及び法令遵守	(1)危機管理及び法令遵守	○	
	(2)法令遵守のための体制整備	○	

第5章 透明性の確保（情報公開）

確認項目	確認内容	適合状況	改善方策
5-1 情報公開の充実	(1)法令上の情報公表	○	
	(2)自主的な情報公開	○	
	(3)情報公開の工夫等	○	

【別添】

総合判断

- 第1章 建学の精神は、大学ホームページや学生便覧など、様々な方法を用いて周知し、教育目的等については、現代のニーズとの検証も定期的に行っている。
- 第2章 寄付行為に定め実施している。
2-2(4)、2-3(5)、2-5(2)については、改善方策において対応を記載している。
- 第3章 学則に定める本学の教育目的を達成するため。学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則に定めるとおり、学長は公務につかさどり、所属教職員を統督することが委任され、適切に大学運営を行っている。学則第8章に職員組織、第9章に大学運営をつかさどる会議が規定され、適切に運営されている。また、副学長、学部長はそれぞれの規程に基づき職務を遂行し、学長を補佐する体制は機能している。
- 第4章 学則に定める各学部学科の目的に基づき、3つのポリシーは現代のニーズとの検証も定期的に行っている。各種委員会には、職員も委員として参画し、教職協働の体制を実践している。自己点検評価については、毎年度自己点検評価を実施し、報告書を大学ホームページで公表するとともに、本学で行う教育、研究の改善に活かしている。組織的な職能開発に取り組むことを目的として、FD委員会を設置しSDも含め、毎年度計画的に研修会を開催している。また、想定される危機的状況に対しては、ガイダンスや学内システムを活用して注意を促す等、防止に努めている。
- 第5章 学校教育法施行規則第172条の2の法令及びガイドライン等に基づいて、本学ホームページに「情報公開」ページを設け集約し公開している。また、ステークホルダー（在学生、保護者、受験生、卒業生、地域の方）へ、適切な情報を提供するため、大学案内、学生便覧、各設置校の入学案内等を活用して、郵送を含め閲覧者に応じた情報公開を行っている。

改善方策

- ① 2-2(4) 理事への研修機会の提供と充実
充分な研修機会の提供と充実と体制を整える検討を進めている。
- ② 2-3(5) 常勤監事の設置
私立学校法案の施行に向けて、検討を進めている。
- ③ 2-5(2) 評議員への研修機会の提供と充実
充分な研修機会の提供と充実と体制を整える検討を進めている。
- ④ 4-2(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD
教職員へのFDならびにSDは毎年実施しているが、対象となる出席者の全員もしくは4分の3以上に達していないことが今後の検討課題である。また、BD（ボード・ディベロップメント）については、上記改善方策①と②と③に併せて検討を進めている。

以上

- ※ UD：「ユニバーシティ・ディベロップメント」は、学の質を向上させるために取り組む活動の一つです。
具体的には、教員の能力向上（ファカルティ・デベロップメント）や職員の資質向上（スタッフ・デベロップメント）などが含まれます。
- ※ BD：大学の理事（取締役会のメンバー）は、大学の経営や方針決定に関与することで理事の役割や責任を明確にし、大学の将来を託す理事に重大な責任を持たせることを目的としています。